

あなたの生活をサポートします

2020年度パンフレット

ダイワボウグループの役員・従業員の皆さまへ ケガと病気の保険のご案内

<団体総合生活補償保険（MS&AD型）>



ご家族も加入できます！

被保険者（補償の対象者）本人（*）

となれる方※は広範囲！！

※ダイワボウグループの役員、従業員本人およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

団体割引

15% 適用

前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



オプションで

自転車事故の賠償も補償します！

相手にケガをさせてしまい、高額な損害賠償責任を負うケースが注目されています。また、自治体によっては条例により、自転車を利用される方は、保険等への加入が義務付けられています。

万一の**ケガ**や**病気**に
備えてこの機会に
是非ご加入ください！

●この保険はダイワボウホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●団体契約ならではのメリット（団体割引・保険料給与引き等）がございます。

【保険期間】2020年11月26日午後4時～2021年11月26日午後4時の1年間

加入資格 : お申込人となれる方はダイワボウグループ※の役員・従業員に限ります。

※ダイワボウグループとは、ダイワボウホールディングス株式会社およびダイワボウホールディングス株式会社の子会社・関連会社です。

保険料の払込方法 : 2021年1月給与から毎月引き去り

申込方法 : 「加入申込票兼健康状況告知書」をご記入のうえ、ダイワボウライフサポート株式会社までご提出ください。
（自動継続の取扱等詳しくは、19ページをご覧ください。）

申込締切日 10/30（金）

ダイワボウホールディングス株式会社

【代理店・扱者】ダイワボウライフサポート株式会社

★ ケガと病気の保険 はこんな保険です ★

補償内容 ご案内コース	病気				ケガ				オプション		
	入院	手術	放射線治療	通院	死亡・後遺障害	入院	手術	通院	日常生活賠償	携行品損害	先進医療費用
ケガ補償コース	×	×	×	×	○	○	○	○	※4 ○	※4 ○	※4 ○
交通事故補償コース	×	×	×	×	※1 ○	※1 ※2 ○	※1 ※2 ○	※1 ※2 ※3 ○	※4 ○	※4 ○	※4 ○
ケガと病気コース	○	○	○	×	○	○	○	○	※4 ○	※4 ○	※4 ○

※ 1 : 「交通事故」によるケガのみ補償されます。
 ※ 2 : 「交通事故補償コース」のBセットは補償対象外です。
 ※ 3 : 「交通事故補償コース」のGセットは補償対象外です。
 ※ 4 : オプションで加入された場合のみ補償されます。



あなたにぴったりの
コースは？

ケガに備えたいあなたには・・・



ケガ補償コース

詳しくは **2 ページへ**

交通事故によるケガに限定して備えたいあなたには・・・



交通事故補償コース

詳しくは **3 ～ 4 ページへ**

ケガにも病気にも備えたいあなたには・・・



ケガと病気コース

詳しくは **5 ～ 6 ページへ**

INDEX

目次

1 ページ

ケガと病気の保険はこんな保険です／
あなたにぴったりのコースは？

2 ページ

ケガ補償コース

3 ～ 4 ページ

交通事故補償コース

5 ～ 6 ページ

ケガと病気コース

7 ページ

ご加入内容確認事項／
ご加入にあたっての注意事項

8 ページ

健康状況告知書ご記入のご案内

9 ページ

加入申込票ご記入方法

10 ページ

万一の事故の時の手続きについて

11 ～ 15 ページ

保険の概要

16 ～ 18 ページ

重要事項のご説明

19 ページ

お申し込み方法／
個人情報の取扱いについて

ケガ補償コース

たとえば、こんなときにお役に立ちます

日本国内・
海外とも補償

ケガ

■さまざまな事故によるケガを補償します■



料理中にヤケドをした



階段から落ちてケガをした



自転車で転んでケガをした



スポーツ中にケガをした



ケガをして入院、ケガ治療のための手術を受けた

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償の対象となる

「天災危険補償特約」がセットされています！

■保険料と保険金額■ ☆同一の被保険者について複数のセットをお申込みいただくことはできません。

セット名		F
月払保険料（1口あたり）		750円
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
	傷害入院保険金日額	2,500円
	傷害手術保険金	入院中の手術 ……傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 ……傷害入院保険金日額の5倍
	傷害通院保険金日額	1,500円
加入限度口数		5口



病気による死亡・後遺障害・入院・手術・通院は補償の対象となりません。

病気による入院・手術等の補償をご希望の方は「ケガと病気コース」（5ページ）にご加入ください。

★「ケガ補償コース」で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、ダイワボウグループの役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

オプション

オプションのみの加入はできませんのでご注意ください。

日常生活賠償

■保険料と保険金額■

セット名	C
月払保険料	130円
日常生活賠償 保険金額	1億円
加入限度口数	1口

示談交渉サービス付き！
（日本国内で発生した事故のみ）



自転車搭乗中に
過って他人にケガをさせ、
法律上の損害賠償責
任を負ってしまった など

被保険者（補償の対象となる方）の範囲は
16ページ1.(1)をご覧ください。

携行品損害

■保険料と保険金額■

セット名	D
月払保険料	170円
携行品損害 保険金額	30万円
加入限度口数	1口

※免責金額 3,000円



外出先で誤って
カメラを落として壊した
など

先進医療費用

■保険料と保険金額■

セット名	X
月払保険料	70円
先進医療費用 保険金額	1,000万円
加入限度口数	1口



がんの治療で指定病院で
先進医療を受けた など
（日本国内のみ補償）

<ご注意ください>

オプションの先進医療に新規加入される場合は、健康状況を告知いただく必要があります。

この場合、新たな告知内容に応じた条件でのご加入となりますので、現在の健康状況等によっては、既にご加入の「ケガと病気コース」について、ご継続できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払しない条件でのご継続となることがあります。（詳細は8ページをご覧ください。）

オプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

交通事故補償コース

たとえば、こんなときにお役に立ちます

ケガ



ドライブ中、事故に
あいケガをした



車にはねられて
ケガをした



自転車で転んで
ケガをした



交通事故によるケガをして
入院、ケガ治療のための
手術を受けた

日本国内・
海外とも補償

- 「交通事故」によるケガに絞って補償します
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償の対象となる
「天災危険補償特約」がセットされています！

■保険料と保険金額■

☆同一の被保険者について複数のセットをお申込みいただくことはできません。



セット名		A	E	G	B
月払保険料 (1口あたり)		790円	340円	150円	690円
保険 金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	187万円	187万円	187万円	1,600万円
	傷害入院保険金日額	6,600円	3,000円	3,000円	
	傷害手術保険金	入院中の手術・・・傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術・・・傷害入院保険金日額の5倍			
	傷害通院保険金日額	4,600円	1,500円		
加入限度口数		2口	3口	3口	3口

★「交通事故補償コース」で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、ダイワボウグループの役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。



料理中にヤケドをした

スポーツ中にケガをした



病気で入院した

【交通事故補償コース】は
「交通事故」によるケガ以外は

補償の対象となりません。

補償範囲が広い「ケガ補償コース」（2ページ）を
おすすめします。是非ご検討ください。

【交通事故補償コース】は
「病気による死亡・後遺障害・入院・
手術・通院」は

補償の対象となりません。

「病気による入院・手術等」の補償をご希望の方は、
「ケガと病気コース」（5ページ）にご加入ください。

オプション

オプションのみの加入はできませんのでご注意ください。

日常生活賠償（日常生活賠償特約）

日本国内・
海外とも補償

■ 保険料と保険金額 ■

セット名	C
月払保険料	130円
日常生活賠償保険金額	1億円
加入限度口数	1口

示談交渉サービスつき！
（日本国内で発生した事故のみ）

※一部、国内に限定されます

たとえば、こんなときにお役に立ちます



自転車搭乗中に過って
他人にケガをさせ、法律
上の損害賠償責任を
負ってしまった



買い物中、棚にあった高額商品
にかばんが当たり、商品を落として
壊してしまい、法律上の損害
賠償責任を負ってしまった

ご加入いただいた方のご家族が補償対象になります。（被保険者の範囲につきましては16ページ1.（1）をご覧ください。）

携行品損害（携行品損害補償特約）

日本国内・
海外とも補償

■ 保険料と保険金額 ■

セット名	D
月払保険料	170円
携行品損害保険金額 ※免責金額3,000円	30万円
加入限度口数	1口

たとえば、こんなときにお役に立ちます



外出先で誤ってカメラを
落として壊した



ハンドバッグを
ひたかれた

先進医療費用（先進医療費用保険金補償特約）

日本国内
のみ補償

■ 保険料と保険金額 ■

セット名	X
月払保険料	70円
先進医療費用保険金額	1,000万円
加入限度口数	1口

たとえば、こんなときにお役に立ちます

公的医療保険の対象外となる、先進医療にかかる
費用を補償します。



がんの治療で指定病院
で先進医療を受けた



遠方の医療機関で
先進医療を受けるため、
交通費・宿泊費を支出した
（宿泊費は1泊1万円限度）



<ご注意ください>

オプションの先進医療に新規加入される場合は、健康状況を告知いただく必要があります。
この場合、新たな告知内容に応じた条件でのご加入となりますので、現在の健康状況等によっては、既にご加入の「ケガと病気コース」について、ご継続できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払しない条件でのご継続となることがあります。（詳細は8ページをご覧ください。）

オプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

ケガと病気コース

たとえば、こんなときにお役に立ちます

日本国内・
海外とも補償

ケガ



料理中にヤケドをした



階段から落ちてケガをした



スポーツ中にケガをした



ケガをして入院、ケガ治療のための手術を受けた

病気



病気で手術した



病気で入院した

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償の対象となる

「天災危険補償特約」がセットされています！

■ 保険料と保険金額 ■

☆各セットの加入限度口数は1口です。

☆同一の被保険者について複数のセットをお申込みいただくことはできません。

セット名		L	K	J	I	H
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金	369万円	295万円	221万円	148万円	100万円
	傷害入院保険金日額	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
	傷害手術保険金	入院中の手術 ……傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 ……傷害入院保険金日額の5倍				
	傷害通院保険金日額	7,500円	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円
	疾病入院保険金日額	4,500円	4,500円	4,500円	3,000円	1,500円
	疾病手術保険金	入院中の手術 ……疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術 ……疾病入院保険金日額の5倍				
	疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍				
月払保険料	1～4才	4,100円	3,380円	2,660円	1,770円	920円
	5～9才	3,970円	3,250円	2,530円	1,690円	880円
	10～14才	3,770円	3,050円	2,330円	1,560円	810円
	15～19才	3,790円	3,070円	2,350円	1,570円	820円
	20～24才	3,920円	3,200円	2,480円	1,660円	860円
	25～29才	4,100円	3,380円	2,660円	1,780円	920円
	30～34才	4,260円	3,540円	2,820円	1,880円	980円
	35～39才	4,290円	3,570円	2,850円	1,900円	990円
	40～44才	4,300円	3,580円	2,860円	1,910円	990円
	45～49才	4,500円	3,780円	3,060円	2,040円	1,060円
	50～54才	4,840円	4,120円	3,400円	2,270円	1,170円
	55～59才	5,380円	4,660円	3,940円	2,630円	1,350円
	60～64才	6,240円	5,520円	4,800円	3,200円	1,640円
	65～69才	7,730円	7,010円	6,290円	4,190円	2,130円

★「ケガと病気コース」で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、ダイワボウグループの役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●「ケガと病気コース」で被保険者としてご加入いただける方は、上記★に加え、保険期間の開始時点（2020年11月26日）で満1才以上69才以下の方かつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

●「ケガと病気コース」にご加入の場合、年齢は保険期間の開始時点（2020年11月26日）の満年齢でご加入ください。

●病気による死亡・後遺障害・通院は補償の対象となりません。

オプション

オプションのみの加入はできませんのでご注意ください。

日常生活賠償（日常生活賠償特約）

日本国内・
海外とも補償

■ 保険料と保険金額 ■

セット名	C
月払保険料	130円
日常生活賠償保険金額	1億円
加入限度口数	1口

示談交渉サービスつき！
（日本国内で発生した事故のみ）

※一部、国内に限定されます

たとえば、こんなときにお役に立ちます



自転車搭乗中に過って
他人にケガをさせ、法律
上の損害賠償責任を
負ってしまった



買い物中、棚にあった高額商品
にかばんが当たり、商品を落として
壊してしまい、法律上の損害
賠償責任を負ってしまった

ご加入いただいた方のご家族が補償対象になります。（被保険者の範囲につきましては16ページ1.（1）をご覧ください。）

携行品損害（携行品損害補償特約）

日本国内・
海外とも補償

■ 保険料と保険金額 ■

セット名	D
月払保険料	170円
携行品損害保険金額 ※免責金額3,000円	30万円
加入限度口数	1口

たとえば、こんなときにお役に立ちます



外出先で誤ってカメラを
落として壊した



ハンドバッグを
ひたかれた

先進医療費用（先進医療費用保険金補償特約）

日本国内
のみ補償

■ 保険料と保険金額 ■

セット名	X
月払保険料	70円
先進医療費用保険金額	1,000万円
加入限度口数	1口

たとえば、こんなときにお役に立ちます

公的医療保険の対象外となる、先進医療にかかる
費用を補償します。



がんの治療で指定病院
で先進医療を受けた



遠方の医療機関で
先進医療を受けるため、
交通費・宿泊費を支出した
（宿泊費は1泊1万円限度）

＜ご注意ください＞

ケガと病気コースに継続加入の場合、オプションの先進医療に新規加入される場合は、保険責任を加重することになるため、あらためて健康状況を告知いただく必要があります。この場合、新たな告知内容に応じた条件でのご加入となりますので、現在の健康状況等によっては、既にご加入の「ケガと病気コース」についても、ご継続できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でのご継続となることがあります。（詳細は8ページをご覧ください。）



オプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

ケガ補償コース 交通事故補償コース ケガと病気コース

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法



2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。
内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプ（「ケガと病気コース」・オプションの「先進医療費用」）をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

ご加入にあたっての注意事項

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
 - ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
- 【病気の補償】 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【ケガの補償】 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【上記以外の補償】 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
 - ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 - ＜税法上の取扱い＞（2020年7月現在）
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
（注1） 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガ補償コース」および「交通事故補償コース」の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
（注2） なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

ケガと病気コース・オプションの先進医療費用

団体総合生活補償保険（MS&AD型） 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

＜継続加入の場合で、保険責任を加重（*）することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。＞

（*）保険金額の増額、オプションの「先進医療費用」のセット等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

（注）告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
先進医療費用保険金補償特約	①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6.保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（*1）より前に発病した病気（*2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日（*3）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（*1）より前に被ったケガまたは発病した病気（*2）については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（*1）同一の保険金を補償する加入コースを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入コースのご加入時をいいます。

（*2）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

（*3）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

加入申込票の記載内容について間違いがないか、提出前に今一度ご確認をお願いします。

①	加 入 申 込 日	実際に記入した日をご記入ください。
②	申 込 人 氏 名	お申込人の氏名をカタカナ（307）でご記入いただき、その下 341 に申込人ご自身で必ずフルネームでご署名ください。
③	告 知 日・告 知 署 名※	被保険者ご自身が内容をご確認いただき、ご記入・ご署名ください。（「ケガと病気コース」に新規加入、または継続加入で疾病補償を拡大する場合、オプションの「先進医療」に新規加入の場合のみ） ただし、例外として、告知日時点での年齢が満15才未満の被保険者の方の場合は、その親権者に告知いただきます。
④	被 保 険 者 氏 名	被保険者名をカタカナと漢字で記入します。申込人ご自身が被保険者となる場合も含め、被保険者の名前全員分を記入します。
⑤	被 保 険 者 生 年 月 日※・年 令※	当該被保険者の生年月日をご記入ください。年齢は2020年11月26日時点のものを記入ください。
⑥	団 体 と の 関 係	下段右の「◆団体との関係」をご参照のうえ、ご記入ください。
⑦	職 種 名 ・ 職 種 コード	加入申込票裏面をご参照いただき、ご記入ください。
⑧	セ ッ ト 名 ・ 口 数	加入を希望されるセット名と口数をご記入ください。
⑨	健康状況告知書質問事項回答欄※	被保険者ご自身が裏面の質問事項に対し本欄の「はい」「いいえ」で回答し、該当する場合、加入申込票裏面の疾病・症状一覧で確認のうえ、疾病コード欄（506）に記入します。疾病が裏面の疾病・症状一覧でA欄に該当する場合、お引受できません。特定疾病対象外欄の疾病・症状名は裏面の疾病・症状一覧に該当がなく、疾病コード「R 0」とした場合記入いただきます。
⑩	他 保 険 告 知 欄※	他の保険契約・保険金請求歴につき、全被保険者分につきご確認・ご回答いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに回答の内容を記入します。死亡・後遺障害保険金額は千円位を切り上げ、万円単位で記入します。
⑪	合 計 保 険 料	全被保険者の合計保険料をご記入ください。

9

万一の事故の時の手続きについて



事故にあわれた場合は、代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189（無料）へ

●＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。

なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

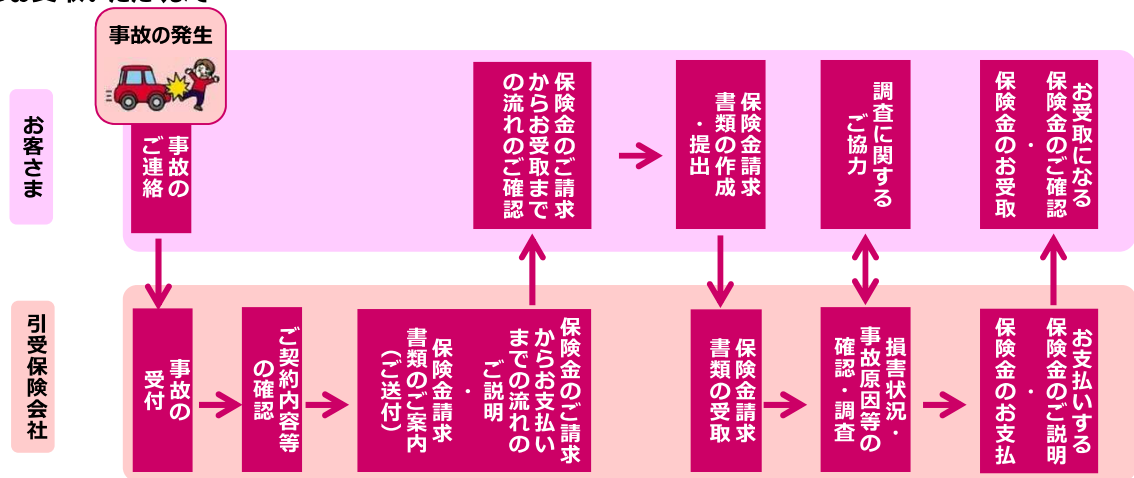
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

保険金のご請求からお受取りいただくまで



●＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●＜保険金支払いの履行期＞

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。

なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

■ 保険の概要 ■ 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注) A, B, E, Gセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金額がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合 (注) A, B, E, Gセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金額がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） (注) A, E, Gセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（1,095日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に手術※を受けられた場合 (注) A, E, Gセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
保険金	傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、手術※を受けた場合（以下、この状態を「傷害手術」といいます。） (注) A, E, Gセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害手術保険金日額×傷害手術の日数 (注1) 傷害手術の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の傷害手術の日数 ・1事故に基づく傷害手術について、傷害手術保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の傷害手術の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害手術された場合は、傷害手術保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害手術保険金をお支払いする期間中にさらに傷害手術保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害手術保険金を重ねてはお支払いしません。	（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注1) A, E, Gセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

＜交通事故危険のみ補償特約をセットする場合（A, B, E, Gセットのみ）＞

- | | |
|--|---|
| <p>●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ
●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ
●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ
●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ</p> | <p>●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ
●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ
●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</p> |
|--|---|

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払する場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 保 険 金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外（☆）参照	保険期間の開始後（※）に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （※）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額×疾病入院の日数 （注1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（※1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（※2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（※2） ●妊娠または出産（「療養の給付」等（※3）の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。） ●原因がわからないときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他見所のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（※4）（加入者証等に記載されます。）など （注）保険期間の開始時（※5）より前に発病※した病気（※4）については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日（※6）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （※1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など （※2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （※3）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 （※4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （※5）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （※6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外（☆）参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（※）に発病※した病気※の治療のために、保険期間中に手術※を受けられた場合 （※）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額×20 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額×5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外（☆）参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（※）に発病※した病気※の治療のために、保険期間中に放射線治療※を受けられた場合 （※）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額×10 （注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金）

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（※1）の原因となった病気（※2）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気（※2）を発病した時が、その病気による入院（※1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（※1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

（※2）疾病入院（※1）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療（※1）を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 （注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生時のまたは病気（※2）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生時のまたは病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生時のまたは病気（※2）を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （※1）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 （※2）先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア、先進医療に要する費用（※） イ、先進医療を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。） ウ、先進医療を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度） （※）先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 （注1）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 （注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。 （注）保険期間の開始時（※5）より前に被ったケガまたは発病※した病気（※4）については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生時のまたは病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （※4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （※5）先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約	① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立ってしまったこと等が原因で電車等（※1）を運行不能（※2）にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア、本人の居住の用に供される住宅（※3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （※1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 （※2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 （※3）敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額＋判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金－被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額－免責金額※（0円） （注1）1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 など

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品（※1）に損害が発生した場合 （※1）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（※2）をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 （※2）「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。	損害の額－免責金額※（1回の事故につき3,000円） （注1）損害の額は、再調達価額※によって定めま す。ただし、被害物が貴金属等の場合には、 保険価額によって定めま す。なお、被害物の 損傷を修繕しうる場合においては、損害発 生直前の状態に復するのに必要な修繕費 をもって損害の額を定め、価値の下落（格 落損）は含みません。この場合においても、 修繕費が再調達価額を超えるときは、再調 達価額を損害の額とします。 （注2）損害の額は、1個、1組または1対のものにつ いて10万円が限度となります。ただし、通貨 または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗 車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅 行券をいいます。ただし、定期券は含まれま せん。）もしくは小切手については1回の事 故につき5万円が限度となります。 （注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、 携行品損害保険金額が限度となります。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険 種類の特約や引受保険会社以外の保険 契約を含みます。）が他にある場合、補償 の重複が生じることがあります。補償内容の 差異や保険金額、加入の要否をご確認い ただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の 故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等 を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・ 腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫 食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得る すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ その他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携 行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事 故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由 によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果とし て他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損 害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約によ り、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 （すべてのコースに自動セット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 先進医療費用保険金
疾病手術保険金等支払倍率変更特約（L,K,J,I,Hセット）	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、〔疾病入院保険金日額〕×20に変更します。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」
補償対象外となる運動等 山岳登山（※1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（※2）操縦（※3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（※4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 （※2）グライダーおよび飛行船は含みません。 （※3）職務として操縦する場合は含みません。 （※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業 オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウィンドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・P H S・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・さ章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

【※印の用語のご説明】

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。）	交通事故危険のみ補償特約
--	--------------

- （*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
 - 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 - 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 - 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 - 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 - 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みます。
 - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
 - （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
 - 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限りです。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りです。
 - 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
 - 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
 - ①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等（*）
 - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等（*）
 - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。）
 - ④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（*）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りです。）
 - ⑥交通乗用具の火災
 - （*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故を除きます。
 - 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
 - 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
 - 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります
 - 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 - 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金
-------------	----------	----------	----------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金
-------------	----------	----------	----------

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療※に該当する診療行為（*2）
- （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師※が診断（*）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
 - （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- （注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入コース	被保険者の範囲 〔 ○：被保険者の対象 －：被保険者の対象外 〕		
	本人（*1）	配偶者	その他親族
ケガ補償コース 交通事故補償コース ケガと病気コース	○	—	—

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人（*1）のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満1才以上69才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用 保険金補償特約	
日常生活賠償特約	(a)本人（*1） (b)本人（*1）の配偶者 (c)同居の親族（本人（*1）またはその配偶者と同居の、本人（*1）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d)別居の未婚の子（本人（*1）またはその配偶者と別居の、本人（*1）またはその配偶者の未婚の子） (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（*1）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

（*2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」（11～15ページ）のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険の概要」（11～15ページ）をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険の概要」（11～15ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」（11～15ページ）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、表紙および加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

（5）引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険料と保険金額」（2～6ページ）の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「保険料の払込方法」（表紙）をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じた払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険はダイワボウホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 他の保険契約等（*）に関する情報
（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ② 被保険者の「生年月日」「年令」（病気を補償する契約に限ります。）
- ③ 被保険者の健康状況告知（病気を補償する契約に限ります。）
（注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

（2）その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
- （*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷 害 死 亡 保 険 金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上 記 以 外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。
- ① この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例
団体総合生活補償保険 （MS&AD型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「保険料の払込方法」（表紙）記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」（表紙）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」（11～15ページ）をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

（1）保険料は、「保険料の払込方法」（表紙）記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」（表紙）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

（2）分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

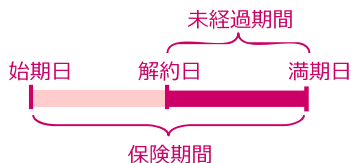
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

次ページに続く

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」（7ページ）をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」（19ページ）をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

（1）現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

（2）新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

ダイワボウライフサポート株式会社
TEL : 0120-17-0314/06-6266-0314

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）
電話受付時間： 平 日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00
（年末年始は休業させていただきます。）

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）
事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金
請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

お申し込み方法

■新しく加入される方

「加入申込票兼健康状況告知書」の「新規に加入する」に○をし、署名および加入内容を記入のうえ、申込締切日までにご提出ください。

■前年から加入されている方

①継続を希望される方：自動継続方式

前年から加入されている方（既加入者）で、継続を希望される場合は、「加入申込票兼健康状況告知書」のご提出は不要です。

●＜自動継続の取扱いについて＞

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

②加入内容の変更、被保険者の追加・削除をご希望の方

加入内容の変更を希望される方は「加入申込票兼健康状況告知書」の「内容を変更する」に○をし、署名および変更内容を記入のうえ、申込締切日までにご提出ください。ただし、「ケガと病気コース」に新規でご加入される場合、疾病入院保険金日額が増額されるセットに変更してご加入される場合およびオプションの「先進医療」に新規でご加入の場合は、健康状況の告知も必要となります。

③継続されない方

継続加入を希望されない方は、「加入申込票兼健康状況告知書」の「継続加入しない」に○をし、ご署名のうえ、申込締切日までにご提出ください。

※ご退職時には、別途お手続きが必要です。詳しくは代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & A Dインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

<ご連絡・お問い合わせ先>

<代理店・扱者>

ダイワボウライフサポート株式会社

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町1-8-14 堺筋本町ビル7階
TEL：0120-17-0314/06-6266-0314 FAX：06-6266-0355

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第四部第三課 TEL 06-6233-1543